



基安発 0313 第 6 号

平成 27 年 3 月 13 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



交通労働災害防止対策の推進について（要請）

厚生労働省では、「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上減少させること」等を目指した第 12 次労働災害防止計画を推進しているところです。

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち 2 割以上を占め、また、建設業においては、交通労働災害による死亡者数の比率が、平成 24 年 8%、平成 25 年 10%、平成 26 年 12%（速報値）と年々上昇していることから、労働災害防止上の重要な課題として、平成 27 年度の労働行政運営方針で交通労働災害防止対策について重点的に取り組むこととしているところです。

つきましては貴協会におかれましては、従来からの交通労働災害防止に取り組んでいただいているところですが、建設業においては、事務所と現場間の送迎時に交通労働災害が多く発生していることから、下記事項を重点とした、より一層、自主的かつ積極的な交通労働災害の防止に関する指導及び援助を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号）の第 3 の 2 に基づく適正な走行計画の作成及び第 3 の 3 に基づく点呼等の実施
- 2 同ガイドラインの第 4 の 2 の（2）に基づき自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合の疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減等についての配慮

建設業における交通労働災害防止

平成26年の建設業における交通労働災害(死亡)では事務所と現場間の送迎時に多発

往復の別	発生月	都道府県	災害の内容
往路	8月	新潟	会社から住宅新築工事現場に向かうため、昼間に、会社所有のトラックに2名が乗車して県道を走行中、 <u>運転手が居眠り運転をしたため、緩やかな右カーブを曲がりきれずに左路肩の電柱に激突し、助手席の被災者が死亡、運転者が軽傷を負った。</u>
	7月	福島	被災者ら4名が、早朝に現場に向かうため、国道を走行中、前方を走行していた乗用車を追い抜こうとして、 <u>下り坂の追い越し禁止中央車線を越えて反対車線へはみ出し、反対車線を走行していた乗用車と正面衝突した。衝突した際に助手席に座っていた被災者が車外に投げ出され死亡し、運転席及び後部座席の3名が重傷を負った。衝突された通勤途中の運転手も死亡した。被災者らの速度超過が認められた。</u>
復路	7月	山梨	JR駅構内にて夜間での軌道修繕作業終了後、早朝に、被災者等はトラッククレーンを運転し、会社事務所に向かって国道を走行していた際に、 <u>運転手が居眠り運転をして、対向車線のフェンスを突き破り、約6メートル下の道路に転落した。</u>
	4月	大分	住宅リフォーム工事現場で足場の解体作業に従事した後、夕刻に、解体後の足場部材をトラックの荷台に積み込み所属事業場に戻る途中、 <u>わき見をしたため前方に停車中のトラックに気付くのが遅れて追突して、運転者が死亡し、同乗者及び追突された運転者の2名が負傷した。</u>

交通労働災害防止のためのガイドライン(労働者の送迎時に関係が深い措置)

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

2 適正な走行計画の作成 (1)走行計画の作成及び指示 (2)走行経路の決定等 (3)乗務状況の把握

(4)走行計画通りに走行できなかった場合の措置

3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1)点呼等の実施 (2)点呼等に基づく措置

第4 教育の実施等

2 運転者認定制度

(2)労働者の送迎の際の運転者の指名

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分な技能を有する適格者を指名すること。

また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。